平塚市バリアフリー推進協議会設置要綱の改正について

平塚市バリアフリー推進協議会設置要綱の一部を次のとおり改正した。

改正の趣旨

令和5年4月1日付けの平塚市の組織改正に伴い、改正のとおり変更した。

新旧対照表	
新(改正)	旧(現行)
(構成) 第3条 協議会は、市長が選任する次に掲げる者により構成する。 (1)施設設置管理者 (2)公安委員会関係者 (3)公共交通事業者 (4)関係団体の代表者 (5)市民 (6)関係行政機関の職員 (7)市職員 2 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。 3 協議会における意見の聴取を円滑に行うため、座長を置く。 4 座長は、まちづくり政策部長とする。	(構成) 第3条協議会は、市長が選任する次に掲げる者により構成する。 (1)施設設置管理者 (2)公安委員会関係者 (3)公共交通事業者 (4)関係団体の代表者 (5)市民 (6)関係行政機関の職員 (7)市職員 2 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。 3 協議会における意見の聴取を円滑に行うため、座長を置く。 4 座長は、まちづくり政策部交通政策担当部長とする。

平塚市バリアフリー推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー事業の推進について、広く意見を聴取することを目的に開催する平塚市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する際に開催する。
- (1)基本構想における特定事業及びその他の事業等の推進及び調整に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進に関すること。

(構成)

- 第3条 協議会は、市長が選任する次に掲げる者により構成する。
- (1)施設設置管理者
- (2)公安委員会関係者
- (3)公共交通事業者
- (4)関係団体の代表者
- (5)市民
- (6)関係行政機関の職員
- (7)市職員
- 2 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 協議会における意見の聴取を円滑に行うため、座長を置く。
- 4 座長は、まちづくり政策部長とする。

(開催)

第4条 協議会は市長が構成員に参集を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 アドバイザーとして、専門的な知識を有する学識経験者等が協議会に出席したときは、交通政策課における謝礼額に関する基準により謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり政策部交通政策課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月30日から施行する。

<u>附 則</u> この要綱は、令和5年4月1日から施行する。